

町内会等自治組織の代表者の皆様へ

## 町内会等自治組織加入案内連絡票の取り扱いについて (加入促進に向けた取り組み)

本市では、町内会加入促進の一環として、住民異動の手続きに来られた転入・転居者の方に、窓口で『町内会等自治組織加入案内連絡票』をお渡ししています。この連絡票につきましては、次の様な取り扱いをお願いします。

### 転入や転居された方に対する 町内会等自治組織加入案内連絡票の取り扱い

市役所、各支所・行政センター

#### 1. 転入・転居者

・市内に転入及び市内転居者が住所異動手続きに来庁されます。



#### 2. 住民異動受付窓口

・転入・転居手続きの受付の際に、『連絡票』と『加入促進チラシ』をお渡しし、町内会等自治組織への加入についてご案内いたします。  
・町内会等自治組織への加入や詳しい説明を希望される方は『連絡票』へご記入いただき、市役所 1 階受付（玄関案内）市役所 2 階コミュニティ・協働推進課、各支所、または行政センターへ提出します。

#### 3. コミュニティ・協働推進課

・『連絡票』より、該当する町内会等自治組織を調査します。  
・定期的（週 1 回程度）に『連絡票』を該当する町内会等自治組織の会長様へ郵送します。

#### 4. 各町内会等自治組織

・会長や役員の方は、加入案内を希望される方へ町内会等自治組織の活動や行事等について説明を行います。  
・町内会等自治組織加入の手続きを行います。  
・ご記入いただいた『連絡票』はご本人へ返却します。